

スーパーサイエンスハイスクール支援事業の今後の方向性に関する
指定校・管理機関等からの御質問への回答
(令和7年10月16日版)

1. 発展Ⅰ期・Ⅱ期の「類型」について

問1—1 令和7年9月17日の説明会資料2の7頁の構成について

- (1) 類型①～③のそれぞれについて、どの点線囲みの記載が適用されるのか、改めて確認したい。
- (2) 「○アドバンスプレイスメントの実施を…」で始まる点線囲みと、「◎『理数探究基礎』『理数探究』等の…」で始まる点線囲みは、類型②、③のみに適用されるという認識でよいか。
- (3) 左下に「類型②、③の指定にあたっての必須条件」とあるが、これは、この頁のどの範囲を指しているのか。
- (4) 類型①には必須条件はないと認識してよいか。
- (5) (※4)の「発展Ⅱ期は指定初年度から……移行することを必須とする。」という記載は、類型②・類型③のみを対象としたものと理解しているが、間違いはないか。

(答)

- (1) 縦方向に、各類型に適用される点線囲みを並べているものである（別添参照）。なお、「SSH ガイドラインを踏まえつつ、各指定校の……指定校及び管理機関が必要と考える多様な取組」という点線囲みは、類型①～③の全てに適用される。
- (2) 貴見のとおり。
- (3) 「○前期の中間評価において原則として…」で始まる点線囲みを指す。
- (4) 類型①については、これまでの SSH 支援事業と同様に、申請内容や指定にあたっての必須条件は設けないが、SSH 支援事業の趣旨・目的に照らした先進的な理数系教育の研究開発に係る構想の提案を期待する。
- (5) 貴見のとおり。

問1—2 類型①～③の採択審査について

- (1) 指定校が申請時に応募した類型ごとに採択の審査が行われると理解して良いか。
- (2) 3つの類型を比較した場合、類型①より類型③が採択されにくい（基準が厳しい）と考えてよいか。

- (3) 類型③へ申請を行い、類型③としては不採択となった指定校が、類型②や類型①として採択される場合があるか。
- (4) 発展期の申請において仮に不採択となった場合、当初の申請と、経過措置後の申請で異なる類型に申請することは可能か。また、異なる類型に申請することをもって不利になることはあるか。

(答)

- (1) 貴見のとおり。
- (2) 類型②や③は、説明会資料2の7頁にあるように、類型①と比較して、特に期待する取組が多く、また、必須とする項目もあるという点においては、基準が厳しいと言える。
- (3) 申請・審査手続き等の詳細は検討中であるが、現時点では、類型③に申請し、類型③としては不採択となった指定校についても、その申請内容が類型①として秀でたものは、類型①として採択する可能性を設けたいと考えている。類型②に申請し、類型②としては不採択となった指定校についても同様である。
- (4) 当初の申請と、経過措置後の申請で異なる類型に申請することも可能である。そのことをもって採択審査で不利となることはない。

問1ー3：資料中の「◎『理数探究基礎』『理数探究』等の科学的な探究活動が全校生徒を対象に3年間設定【3年間を通じて5単位以上】された教育課程を実施すること」とする枠囲みについて

- (1) (※4)に「発展Ⅱ期は指定初年度から開始」と記載があるが、指定初年度の1年生のカリキュラムが要件を満たしていればよいのか。それとも、申請前からの在校生（指定初年度の2、3年生）も、3年間を通じて5単位以上を卒業までに履修しなければならないのか。
- (2) この枠囲み及び(※4)の記載は、類型②、③のみに適用されるものであり、類型①には適用されないと考えてよいのか。
- (3) SSHガイドラインにおいては「『理数探究基礎』『理数探究』等の科学的な探究活動を全校生徒を対象に3年間設定【3年間を通じて6単位以上】」とされているが、このこととの関係如何。
- (4) 類型①における科学的な探究活動の単位数について、規定はあるか。

(答)

- (1) 令和9～11年度公募においては、指定初年度の1年生が履修するカリキュラムが要件を満たしていればよいが、申請前からの在校生（指定初年度

の2、3年生)も、3年間を通じて5単位以上を卒業までに履修する教育課程となっている場合には、その点をより評価する予定である。

令和12年度以降の発展Ⅱ期の公募においては、申請前からの在校生(指定初年度の2、3年生)も、3年間を通じて5単位以上を卒業までに履修する教育課程となっていることを指定の要件とする予定である。

(注) 令和9年度公募とは、令和9年度を指定初年度とする新規採択校を決定するために令和8年度中に実施する公募のことをいう。

(2) 貴見のとおり。

(3) SSH支援事業では、従前においても、「SSHガイドライン」において、発展期の指定校の「到達していることが望ましい姿」として、『理数探究基礎』『理数探究』等の科学的な探究活動を全校生徒を対象に3年間設定【3年間を通じて6単位以上】を掲げていたが、このことを、採択にあたっての必須要件とまではしていなかったところである。

今回の見直しにおいては、類型②、③の指定校については、科学的な探究活動を3年間設定することや、その単位総数に関して、明示的に、必須要件として課す(満たしていない場合には採択されない)ものである。

類型②、③の指定を受けるにあたっての必須要件としては、最低限の水準として【3年間を通じて5単位以上】を掲げているが、科学的な探究活動を【3年間を通じて6単位以上】設定することが、発展期のSSH指定校として「到達していることが望ましい姿」であることについては、事業見直しの前後で変わるものではない。

(4) 類型①については、科学的な探究活動を3年間設定することや、その単位総数に関して、採択にあたっての必須要件とまではしないが、SSHガイドラインの記載を踏まえつつ、科学的な探究活動の充実が図られることを期待する(従前と同様に、採択審査にあたっての観点の一つとなる。)

問1-4 類型①～③の採択予定数について

(1) 各類型の採択予定数や採択予定比率は予め決まっているか

(2) 類型②や③に採択される学校数は、類型①と比べると相当少なくなるという印象を受けたが、現状の重点枠の指定校数と同程度と考えてよいのか。それとも、それより拡充することを想定しているのか、

(答)

各類型の採択予定数や採択予定比率は現時点で設けていない。類型②・③

の趣旨や特に期待する取組の内容を踏まえた、意欲的かつ高い実効性、実現可能性の認められる研究開発計画が寄せられれば、現状の重点枠の指定校数の規模にかかわらず、予算の許す範囲内において多くを採択したいと考えている。

問 1－5 類型②の要件を満たした上で、更に類型③の要件の一部を満たしている学校が類型②に申請した場合、採択の可能性は、類型②の要件のみを満たす学校よりも高いと考えてよいか。

(答)

類型②の審査にあたっては、類型②の審査基準に則って審査が行われることとなる。類型③の要件として提示している取組については、それを実施することで、類型②の目指す人材育成の取組がより充実すると審査において判断される場合には、採択の可能性が高まることもあり得る。

問 1－6 類型②、③の指定にあたっての必須要件として「前期の中間評価において原則として、上位３段階以内の評価を受けていること」とあるが、この要件は、令和６年度までに中間評価を終えた指定校や、令和７年度に中間評価を受けている指定校にも適用されるか。

(答)

当該要件は、令和６年度までに中間評価を終えた指定校や、令和７年度に中間評価を受けている指定校にも適用される。

問 1－7 現行のⅠ期を終えた段階で発展Ⅰ期に申請する場合と、現行のⅡ期を終えた段階で発展Ⅰ期に申請する場合とで、審査水準や審査の内容等に違いがあるか。

(答)

審査は、当該期ごと、類型ごとに設ける審査基準に則って行われるものであり、現行のⅠ期を終えた段階で発展Ⅰ期に申請する場合と、現行のⅡ期を終えた段階で発展Ⅰ期に申請する場合とで、審査の水準や審査の内容等について違いはない。

問 1－8 類型①は、少なくとも現在（７５０万）より支援額が減ることはない

と考えてよいか。

(答)

令和９年度の各類型に対する支援金額については、令和８年度予算編成の結果も踏まえつつ、令和９年度予算編成の中で調整し、決定していくものであり、見通しも含めて、現段階ではお答えすることが難しい。一方で、新制度においては、課題研究の一層の深化・高度化や、チャレンジングな取組に挑戦しようとする学校への支援をより手厚くし、メリハリある支援を実施することを意図しており、その趣旨を踏まえ、類型②や③に、より優先的・重点的に予算配分を行うことを想定している。

問１－９ 本校は現行Ⅳ期の指定１年目であるが、Ⅳ期の指定期間中に「類型」に分けられることは無いと認識してよいか。

(答)

貴校のとおり。現在、基礎枠又は文理融合基礎枠の指定期間の途中にある指定校が、当該指定期間の途中に類型を選択することは無い。

2. 先導期の見直しについて

問２－１ 現行の先導Ⅰ期・先導Ⅱ期から「新先導期」への移行に関連し、

- (１) 説明会資料２の８頁において、「令和８年度時点で先導Ⅰ期の指定を受けている指定校（経過措置校を除く。）の指定期間終了後の取扱いについては、例えば、審査を経て２年間の指定期間の延長を行う等の措置について、今後、調整を進める。」（以下この措置について「移行措置」とする。）とあるが、この移行措置の詳細（必要な手続きやその内容、スケジュール等）の検討状況如何。未定の場合、いつ頃開示される見込みか。
- (２) 令和７年度に実施される令和８年度公募に申請を行い、令和８年度より先導Ⅰ期に指定された指定校は、移行措置の対象となるという理解で良いか。また、当該指定校については、少なくとも３年間は、増額の対象にならないという理解で良いか。
- (３) 移行措置について、「審査を経て」とあるが、どの程度の規模・内容のものを想定しているか。仮に、次期への申請と同様の審査であるとする、令和８年度に申請して先導Ⅰ期の指定を受ける場合は、令和９年度に申請して新先導期の指定を受ける場合に比べて負担が大きく、不利にならないか。

- (4) 令和8年度公募における先導Ⅰ期への申請は、これまでのSSH支援事業の枠組みと同様と考えて良いか。新制度の発展期に導入される類型②、③のような取組は、必ずしも意識しなくてもよいか。

(答)

- (1) 移行措置の詳細については検討中であり、内容が固まり次第、随時、説明会等の形により情報発信を行っていくが、いずれにしても、これまでの取組の成果や、移行措置を受けて取り組む研究開発計画の内容・所要経費等を提出いただくことになると考えられる。また、移行措置の申請・審査の時期としては、現時点では、例年の採択審査と同時期を見込んでいる。令和8年度末をもって先導Ⅰ期の指定期間が終了する指定校であって、移行措置の適用を希望する指定校においては、さしあたって、従前の先導Ⅱ期への申請準備と同様に、これまでの取組の成果の整理や、先導Ⅰ期終了後の研究開発の在り方の検討を進めていただきたい。
- (2) 貴見のとおり。
- (3) 移行措置の詳細については、(1)に記載したとおり、検討中である。御指摘の点も考慮しつつ、引き続き検討を進めていく。
- (4) 貴見のとおり。

問2-2 新先導期の学校に求められる要件について教えて欲しい。発展Ⅰ・Ⅱ期の類型②、③に求められているような、何等かの必須要件等が設定されるのか。

(答)

新先導期の詳細については検討中であり、内容が固まり次第、随時、説明会等の形により情報発信を行っていく。

3. その他事業の新たな方向性について

問3-1 事業の見直しに関する検討状況について、今後はどのようなスケジュールで情報発信を行うことを予定しているか。

(答)

今後は12月～1月頃、及び3月末頃を目途に情報発信の機会を設けることを計画している。

問3-2 事業の見直し後の「文理融合基礎枠」の位置づけ如何。

(答)

文理融合の取組が、高等学校教育において普遍的に重要とされていることや、事業の複雑化を回避する観点から、令和9年度公募からは「文理融合基礎枠」という形態の募集は行わない方向である。ただし、文理融合の取組の重要性を否定するものではなく、また、現行のSSH支援事業の基礎枠と同様に、今後のSSH支援事業の中で文理融合の取組を行うことも可能とする方向であるため、文理融合に関して研究開発に取り組みたい内容がある場合には、その内容を含めて申請いただきたい。

問3-3 説明会資料2の8頁表中の「令和9年度公募で申請可能な期」の内容については、令和10年度以降も同様の考え方が適用されると認識してよいか。

(答)

貴見のとおり。

4. 重点配分について

問4-1 現在の基礎枠・文理融合基礎枠では、海外研修に関する支出は、措置された予算の30%以内に制限されているが、令和8年度に申請できる重点配分で措置された予算にも当該制限が課されるか。

例えば、基礎枠750万円＋重点配分150万円が措置された場合、海外研修に関して支出可能な金額は、270万円(900×0.3)となるのか、375万円($225+150$)となるのか。

(答)

お問い合わせの例の場合、海外研修に関する支出の上限額は、375万円とする方向で検討を進めているが、最終的な結論については、令和8年度公募要領が公表され次第、その内容を確認いただきたい。

なお、重点配分(150万あるいは550万)の経費支援額は、基礎枠(750万)の経費支援額と一体的に執行することとなるが、その際、JSTにおける事務経費及びSSH生徒研究発表会経費として、経費支援総額(900万円あるいは1,300万円)の8%の負担を求めることを予定していることに留意いただきたい。

問４－２ 令和９年度の発展Ⅰ期・Ⅱ期の類型②や類型③に求められる「◎『理数探究基礎』『理数探究』等の科学的な探究活動が全校生徒を対象に３年間設定【３年間を通じて５単位以上】された教育課程を実施すること」は、令和８年度の重点配分においても要件として課されるか。

(答)

令和８年度の重点配分においては、要件として課すことは予定していない。

5. 加速支援について

問５－１ 加速支援の現時点の検討状況について

- (１) 加速支援は、従来の重点枠のように、自校ではない、連携校の生徒の支援へも支出可能か。
- (２) 説明会において、加速支援の指定期間は「単年度、又は、２年間」という話があったが、申請時に申請側で選択すると考えて良いか。
- (３) 令和８年度公募においては、重点枠と加速支援の両方に申請可能であり、両方の採択を受けることもあり得ると理解して良いか。

(答)

- (１) 可能とする方向で検討を進めているが、最終的な結論については、令和８年度公募要領が公表され次第、その内容を確認いただきたい。
- (２) 貴見のとおり。
- (３) 令和７年度に実施する令和８年度公募における、重点枠と加速支援の関係は、以下を予定している。同時申請を行う場合には、申請時に、申請内容及び対象経費の重複の有無を申告いただくこととなる。対象経費の重複がある場合、重点枠を優先して審査し、重点枠に採択されることとなった場合には、加速支援は自動的に不採択となる。

同時申請：可能

同時採択：申請内容及び対象経費に重複が無い場合には可能

以上

類型①への適用範囲

類型②への適用範囲

類型③への適用範囲

類型① (SSH-Core)

地域や学校の特色を生かし、科学的な探究活動に全学的に取り組むことを通じて、社会で活躍する高度科学技術人材の育成を目指す指定校

⇒創成期で確立した自らの強み・特色を深化・恒常化するとともに、成果を域内外に普及し、地域における理数系教育の中核拠点として、将来科学技術人材となる生徒を育成

類型② (SSH-Professional)

将来、研究職として産学で活躍する人材をはじめ、理数系の知識・技能を活用し、科学的な探究活動を高度に遂行できる人材の育成に特に重点を置く指定校

⇒大学・研究機関・企業等との継続的な研究交流による指導の高度化や、他者と切磋琢磨する機会の拡充等を通じ、科学技術に対する深い理解と洞察、論理的思考力を持つ生徒を育成

類型③ (SSH-Global)

国際感覚に優れた高度科学技術人材の育成に積極的に取り組むと同時に、SSHとしてのリーディングな取組に挑戦する指定校

⇒海外の大学・研究機関・企業や国際機関との研究交流等の機会の確保を通じ、国際コミュニティの中で、科学を起点にし、探究や共創を進める力を持つ生徒を育成

各類型に特に期待する取組

SSHガイドラインを踏まえつつ、各指定校の強み・特色を生かした先進的な理数系教育の取組として、指定校及び管理機関が必要と考える多様な取組(※1)

例

- ・「理数探究基礎」「理数探究」等の科学的な探究活動を、全校生徒を対象に3年間設定
- ・研究機関訪問やフィールドワークの実施
- ・国際交流や科学英語の推進
- ・高大連携、外部人材の活用

- ・教科融合型の学校設定科目の設置、各教科における探究活動の拡充
- ・科学部等、理数系の教育課程外活動の振興、教育課程内活動との連携の促進
- ・教材や指導法、評価方法等の開発、成果の発信

- ・海外の大学・研究機関・企業や国際機関等との研究交流(生徒への研究指導等)
- ・複数の海外校を交えた外国語での研究会の開催や、海外校と国際共同研究の実施等、海外校との積極的な研究交流の実施(※3)
- ・国際会議・大会等、研究発表会・コンテストへの積極的な挑戦

※1 科学的な探究活動を全校生徒を対象に3年間設定することや、学校全体で組織的に研究開発に取り組む校内体制の構築など、**全学的にSSHに取り組むことについては、全ての類型に期待。**

※2 ◎は、指定の5年間を通して取り組むことを必須とするもの。○は例示であり、これに限らず、各指定校及び管理機関において各類型が目指す人材の育成に有効であると考えられる取組を戦略的・体系的に検討・実施いただきたい。

※3 海外の高等学校の外国人生徒との研究交流を想定しているが、例えば海外の大学等による研究指導への関与等、交流の質を上げるための工夫についても期待。

※4 発展Ⅱ期は指定初年度から開始すること、発展Ⅰ期は指定の5年間のうちに移行することを必須とする。なお、「科学的な探究活動」とは、共通教科「理数」(理数探究基礎・理数探究)や、科学的な探究のプロセスや手法等の下、探究活動を行う教科科目(探究活動及びその探究活動の基盤となる知識・技能等の修得を一体的に行う学校設定教科科目等を含む。)のことをいう。

(※2)

◎ 大学・研究機関・企業の研究者等による恒常的なサポート体制の構築や、博士教員の活用等による、課題研究の指導強化

◎ 共同研究や共同プロジェクト等、大学・研究機関・企業等と連携した、継続的な取組の実施

◎ 研究発表会・コンテストへの積極的な参加

のほか、

○ 発展的な内容を扱う理数系科目の開設

○ ロールモデルとの交流や研究室訪問

等、**類型②が目指す人材の育成に有効であると指定校及び管理機関が考える取組の充実・強化**

(※2)

◎ 海外の大学・研究機関・企業や国際機関等との研究交流(生徒への研究指導等)

◎ 複数の海外校を交えた外国語での研究会の開催や、海外校と国際共同研究の実施等、海外校との積極的な研究交流の実施(※3)

◎ 国際会議・大会等、研究発表会・コンテストへの積極的な挑戦

のほか、

○ 科学英語の学習機会、外国語によるプレゼンテーション・ディスカッションの機会の一層の充実

○ 発展的な内容を扱う理数系科目の開設や課題研究の指導の充実

等、**類型③が目指す人材の育成に有効であると指定校及び管理機関が考える取組の充実・強化**

○ アドバンスブレイスメントの実施をはじめとする学校外学修制度を積極的に活用した教育課程の開発

○ 域内外の他校の教員の指導力向上、域内外の他校を交えた発表会の開催等、管理機関とも連携した、全国的な理数系教育のレベルアップへの貢献

○ 卒業生の追跡調査の精緻な実施・分析

等、**発展期のSSHを先導する取組の提案・推進**

◎ 「理数探究基礎」「理数探究」等の科学的な探究活動が**全校生徒を対象に3年間設定【3年間を通じて5単位以上】**された教育課程を実施すること(※4)

○ 前期の中間評価において**原則として、上位3段階以内**の評価を受けていること(ただし、**上位4段階目であって、指摘事項に関して十分な改善を図っていると審査において認められる場合も、指定対象に含める。**)

類型②、③の指定にあたっての
必須要件